

株式会社トライアングル

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

2016 年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、以下の通り行動計画を策定します。

計画期間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 までの 5 年間

目標 1

- ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

対策

平成 30 年 4 月～ 職場内での掲示の他、定期的に制度のリーフレットを作成し配布する。

目標 2

- ・育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行う。

対策

平成 30 年 4 月～ 実態の把握をし、研修の内容を検討・実施する。

平成 30 年 10 月～ 女性社員が退社を退職することなく継続して就労することを定着させるとともに男性社員についても育児参加等育児休業制度等の社内通知を促進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。

目標 3

- ・妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

対策

平成 30 年 4 月～ キャリアコンサルタント有資格者による相談窓口の設置及び社員への周知を行う

目標 4

- ・年次有給休暇の取得率を年間 70%以上とする

対策

平成 30 年 10 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な取得を促進するよう社員への周知を行う。

平成 31 年 4 月～ 年次有給休暇の計画的付与制度を導入する

株式会社トライアングル
代表取締役 山北 雅春

